アメリカの人道と国際法を蹂躙する戦争犯罪



南北ベトナム「戦争犯罪

ム人の呼ぶ「クワオエ弾」)をまで使用して、人道と国際法をふみにじり、全人類の道徳に挑戦するにいたった。 の作戦をおこない、 毒ガス・ナパーム弾・毒性化学薬品、 ついにダムダム弾類似の凶悪な 破砕 「焼きつくし、破壊しつくし、殺しつくす」という、民族みな殺し戦争(ゼノサイド・ウォ 調査委員会」の告発 爆弾(ベトナ

アメリカ帝国主義は、

ず、 代理のチェン・ 料を収集し検討し、必要な結論を引きだすために」、閣僚会議付属の高級国家委員会を設置した。南ベトナムでも、 5 する委員会」は、 アメリカの南ベトナムにおける戦争犯罪を告発する委員会を設置し、委員長には、南ベトナム統一仏教化導院々長 それらの行為が、 アメリカ帝国主義の 南ベトナム侵略戦争における 犯罪事実を事実について 掌握することができる。 それでま トナム民主共和国は「事実に照らし科学的方法によって、ベトナムにおける米国の戦争犯罪にかんする証拠資 ホア師が就任した。そして南ベトナムのこの「アメリカ帝国主義者とその手先きの戦争犯罪を告発 「現代最大の戦争犯罪人」と題する 黒書の第一巻を発表した(☆☆・七・三〇)。 いかに人道と国際法をじゅうりんするものであるかを国際法規に照らして究明する。 この「黒書」か



毒ガスなど使用の禁止

無差別爆撃の禁止国際法による非人道的兵器

そもそも国際法上、人を窒息させる毒ガスまたは有毒質のガスの使用禁止は、いく多の国際条約により、さらに

現在では、すでに一般慣習国際法化しているものである。ことにアメリカも批准している一九〇七年一〇月一八日

のヘーグ陸戦法規が、つぎの条規を規定している――

「陸戦の法規・慣例にかんするヘーグ規則」第二三条「特別の条約をもって定めた禁止のほか、

とくに禁

1

(イ) 毒または毒を施したる兵器を使用すること。

止するもの、左のごとし

(m) 不必要な苦痛を与うべき兵器、投射物その他の物質を使用すること」。

とくにこの条約の前文の「マルテンス条項」は次のようにいっている。

締約国は、 (2) その採用した条規に含まれない場合においても、 人道の法、 (3) 公共の良心の要求から生ずる国際法の原則の保護および支配の下に立つことを確 人民および交戦者が依然、 (1) 文明国に存在す

保するをもって適当と認める」。

別爆撃禁止の側面のほか、このヘーグ規則のマルテンス条項からも禁止されるものである。 三つの基準に照らして、国際法上、禁止せられるべきものである。たとえばナパーム弾・黄燐弾のごときも、 い非人道的惨虐兵器を発明したとしても、それらの残虐兵器は「人道の法」「文明国の慣習」「公共の良心」など している「毒または毒を施した兵器」「不必要な苦痛を与うべき兵器・投射物その他の物質」に名称の上で入らな この「マルテンス条項」がとくにいっている重要な意味は、こうである。科学・技術の発達が、この条規に指称

II「毒ガス・細菌学的戦争手段の使用にかんする議定書」(「カニ五・六・「セジュネーブ)は、 ・窒息性・毒性またはその他のガス、および、すべての類似の液体・材料または考案を戦争に使用すること

は、文明世界の世論によって正当に非難されているので、また 右の使用の禁止は、 世界の国々の多数を当事国とする諸条約中に声明されているので、

右の禁止が諸国の良心および実行をひとしく拘束する国際法の一部として、あまねく採用されるため、

締結国は、まだ右の使用を禁止する条約の当事国となっていないかぎり、この禁止を受諾し右の禁止を細菌 次のように宣言する。

学的戦争手段の使用に拡張することを協定し、かつ相互にこの宣言の規定にしたがって拘束されなければなら ないことを協定する。」

使用を合法化するものでは決してない。 かんする規約に署名・批准し、 アメリカおよび日本は下心があって、 かつ毒ガスの使用の禁止は、 この議定書に賛成しながらも、 なぜなれば、 アメリカおよび日本は、 今日慣習国際法化しているものだからである。 批准しなかった。しかし未批准は毒ガスの 一九〇七年のヘーグ陸戦法規 慣例

無差別爆撃の禁止

療養所・教会・礼拝所にいたるまで、 アメリカの侵略軍の南北ベトナム爆撃は、 意識的に、かつ、計画的におこなわれた(決して誤爆ではない)。 無防備の都市・村落・鉄道・橋梁・水利施設・ダムから学校・病院

人・老人(本書所収の写真参照)などの戦闘力のない非武装人民にたいする非人道きわまる無差別爆撃である。 る。ことに強力な 破壊力をもつナパーム弾(人間を黒焼きにする写真参照) これらの爆撃は、 まったく無防備・非武装の地点にたいする非人道きわまる、 ・黄燐弾は、 国際法の禁止する無差別爆撃であ 毒ガスとともに、

南ベトナム「戦争犯罪を告発する委員会」の黒書も――

、米侵略者は、 とくにひどかったのは、 南ベトナム解放民族戦線の統治地域に飛行機を送り、学校を爆撃し、 一九六五年三月十六日、 生徒四十五人を殺したクァンナム州マン・クァン校の 生徒・教師多数を殺害

爆撃――その他多くの病院・診療所を銃爆撃した。

米=かいらい空軍は、南ベトナム解放区の教会・寺院、 礼拝所を攻撃した……」ことを指摘している。

北ベトナムの「戦争犯罪調査委員会」報告も、詳細にこの違法な無差別爆撃の事実をあげている。

規 第一に、 (第二五、二七条)、および一般国際法化している「ヘーグ空戦規則案」(一九二二・一二・一)の軍事目標主義 これらの行為は、 無防備の都市・村落の砲爆撃を、いかなる手段によるものでも禁止したヘーダ陸戦法

(第二三~二五条) に違反するものである。

I 「陸戦の法規慣例にかんする条約」 「防守してない都市・村落・住宅、 又は建物は、いかなる手段によっても、これを攻撃、又は砲撃すること 第二五条 (防備されていない都市等の攻撃)---

をえない」。

るし。 供せられる建物、歴史上の記念建造物・病院ならびに病者および傷者の収容所は、同時に軍事上の目的に使用 せられないかぎり、 これをして、 なるべく損害を免かれしめるため、 必要な一切の手段を とるべきものとす 第二七条の「砲撃の制限」---「攻囲および砲撃をなすにあたっては、宗教・技芸・学術および慈善の用に

II「空戦にかんする規則案」第二二条(非戦闘員等に対する爆撃の禁止)― 「ふつら人民を威嚇し、 軍事的性質を有しない私有財産を破壊し、もしくは、き損し、

又は、

非戦闘員を損

傷することを目的とする空軍爆撃は、禁止する」。

第二四条 (爆撃の目標)

行なわれた場合にかぎり適法とする」。 空中爆撃は、 軍事的目標、 すなわち、 その破壊が明かに軍事的利益を交戦者に与えるような目標に対して ダムダム弾については「法律学辞典」

強大な破壊力をもつナパーム弾や黄燐弾は、 その兵器の残虐性からばかりでなく、婦人も子供も無差別に殺す点

か

らいっても違法であり、

犯罪である。

ダムダム弾よりも悪質な「破砕爆弾」「「クワ・オエジ

により禁止されていると解せられるべきものであり、この「破砕爆弾」の使用は、 を奪うことを目的とする兵器(直接人命殺生兵器)である(軍事目標の破壊ではなく、人命を殺すことのみを目的とする兵器) ゴ で国際法上禁止され、今日にまで有効である。しかるにいま、 鉛のダムダム弾 たがってたんなる一発打ちのダムダム弾が禁止されている以上それよりもより以上の理由をもって、 ク細かい無数の破片が人体に入ると、肉を切る上に、とうてい抜きとり、とり除くことが不可能で、直接に生命 弾丸が人体に入り、 「破砕爆弾」 「クワ・オエ弾」Fragmentation grenade や (鉛毒がからだにまわる)は、 骨にあたるとすぐ開展するので、いかなる外科手術もこれを抜きとることができなくなる。 惨酷な創傷をあたる弾丸であるから、 Lazy dog は、 アメリカ軍が北ベトナムの人口密集地域に落してい カミソリの刃のように 磨きすませた 違法であり、 第一回平和会議の三宣言の第三 犯罪である。 この国際法

会理事長、 アメリカ軍が北ベトナムに落していく「破砕爆弾」の詳細については、実物を現地から持ちかえった日本ベトナム友好協 弁護士、 尾崎陞氏の談話(「赤旗」紙九・八、日曜版、九・一八)参照

(岩波)、「岩波·法律学小辞典」参照。

文民の殺りく、虐待、拷問、報復の禁止

南ベトナムの戦争犯罪を告発する「黒書」にのべられてある事実は、目を蔽うような残虐そのものである。 (ごうかん)し、あるいは殺す前に強姦している。さらに、かれらは犠牲者の腹を切り開いて肝臓をとりだした り、目をえぐりだしたり、あるいは装甲車を使って道路上をひきずりまわしたりしている。 ことには、 法による拷問や 虐殺をおこなっている。 かれらは捕えた 人びとを生きながら 四肢を一つ一つコマ切れにした 人民を防空壕に追いこんで毒ガスをまいたこともある」(黒書の第二部――フランス語の原文により別訳した個所も り、肉を少しづつ切りとっていったり、生きたまま火をかけたり、生き埋めにしたりしている。 米侵略者とカイライたちは、捕えた非武装人民や解放軍の兵士たちにたいして、前代未聞の非人間的な方 両親の面前で その子供を打ちすえたり 殺したりしている。 かれらは婦人を死ぬにいたるまで強姦 かれらはまた非武装 さらに残虐な

また朴正煕、韓国派遣軍による暴逆な殺りく行為も行なわれている。

ある)。

掃射で皆殺しにした。さらに野蛮なことには、赤ん坊を母親の手からもぎとり、二つに引き裂き、その母親を 「一九六六年一月一日、トゥイホァ地方を攻撃した朴正煕雇い兵は、四十二人を逮捕して一ヵ所に集め機銃

射殺した。

で老人四人、姙婦三人、子供九人をふくむ四十人を殺害した」(黒書の第二部)。 朴雇い兵は、さらにいまわしい犯罪をおかした。アンニョン地方で、 かれらは防空壕に毒ガス弾をなげこん

ーヴ条約」(一ヵ四九・八・一二)、とくに内戦の場合にも非交戦者を保護すべきことを定めた規定や文民とくに傷者 般住民に対するかような暴虐行為は、世界の九一ヶ国が批准した「戦時における文民の保護にかんするジュネ

・病者・老人・一五歳未満の児童、妊産婦、および七歳以下の幼児の母を戦争の影響から保護する規定、

・文民の虐

殺・殺りく・拷問・報復を禁止した文民保護条約に明白に違反している。

らの暴虐行為はまさに「人道に反する戦争犯罪」に該当する。 き裂き、婦人を殺すまえに死に至るまで強姦する仕打ちは、 ま火あぶりや生き埋めにしたり、生きながら四肢を切断したり、 又は、それらの者をみな殺しにするような性質の措置をとることを禁止」している。 文民 (非武装市民) 保護条約 第三二条つまり虐待・殺りくの禁止はこの点― 国際法違反以上の人間冒瀆の鬼畜生行為である。これ 両親の面前で、その子供を殺し、子供を二つに引 「被保護者に肉体的苦痛を与え、 捕えた非武装人民を生きたま

以上の国際交戦法規 「侵略の定義にかんする条約」の条約正文は「国際条約集」 (有斐閣、 昭和三十年)に収む。



戦争犯罪

侵略戦争は人類にたいする国際的な犯罪

が、ただに違法性をもつだけでなく、犯罪であることを、 バナ)も満場一致で決議した。 ることを規定したのと呼応し、 二八・八・二七)が、 侵略と攻撃の意図をもって 行なわれる戦争を禁止し、 その戦争の主たる 戦争犯罪人を処罰 そこで、どのような戦争行為が侵略戦争であるかについて「ブリアン・ケロッグ協定」(一名「バリ協定という。一九 したニュールンベルグ国際軍事法廷、極東軍事法廷(東京裁判)の系規および判決書によってすでに確立している。 国際法上「侵略罪」の観念は、暴逆なナチスの侵略戦争、日本軍国主義者の侵略戦争を裁き、戦争犯罪人を処刑 ---『攻撃=侵略戦争は、 南北アメリカ二一ヵ国が合同した第六回、「汎アメリカ会議」(「カニハ・ニ・一八ハ ニュールンベルグ国際法廷はブリアン・ケロッグ協定を 人類にたいする国際的な犯罪である』と。 かような戦争

法的根拠として確定した。

万も直接に南ベトナムに侵入し、また北ベトナムを爆撃している事態は、この「侵略の定義にかんする条約」 宣戦の布告なく、 アメリカの その国内に侵入または導入されたばあいに」、これを「侵略」として糾弾するものである。 まさしく国際法上の「侵略」として糾弾さるべきことは疑いを入れない。 侵略戦争を「侵略の定義にかんする条約」(一九三三・七・三)に照らしてみると、この条約によれば、 一国の軍隊が他国の領土に侵入するばあいに」および、「一国の陸・海・空軍が他国の許可なし アメリカ軍が三十余 に照

に今日、 たとおりである (一九五〇・八・三)。 しなかったものの いことを明記しているように、 の政治・経済・社会機構の樹立または維持」ということは、 ーーが、 この条約第二条(上掲) ということは、アメリカの南ベトナム侵略戦争を、すこしも正当づける理由にはなりえないものである。 当時「侵略の定義にかんする条約」に賛成した当事国 重要なことは、 -であることである。この点は、 いま国連安保理事会のメンバーとなっている米国・ソ連・イギリス・フランス・ノー の附属書に、 南ベトナム解放民族戦線が、 「ある一国内の 革命運動・ 朝鮮戦争のとき、 一国が他国を侵略することを正当づける理由にならな 人民革命を行なうとか、 ―ソ連は批准したが他の国は条約に署名 国内戦争・ストライキ」や ソ連マリク代表が国連安保理事会で指摘し 国内戦がおこっているかどう 一国に おける とく ・ルウ 二定

る点は、 「侵略戦争は、 その他の戦争犯罪のすべての根元であり、 ひとり国際的な犯罪であるばかりでなく、 その元凶である点である」(ニュールンベルグ国際軍事法廷の判決 最も重い国際的犯罪であり、 他の戦争犯罪と区別 され

国際法じゅうりんの戦争犯罪

撃することによって洪水をひきおこさせ、人を殺すことなどは、右狭義の戦争犯罪である以外にまた「人道に反す るような「生きたままの人間に火をかけたり」「生きながら四肢をコマ切れにしたり」、 での毒ガス、ナパーム弾、黄燐弾と化学兵器の使用、破砕爆弾の使用がまさにこの戦「争犯罪」である。 無差別爆撃を行なら「戦争犯罪」のことである。 狭義の、 非武装の一般市民を爆撃するばかりでなく、捕えた非武装人民を非人間的な方法で拷問し虐殺する また通常の 「戦争犯罪」というのは、 アメリカが南北ベトナムで行なっている無差別爆撃、 国際交戦法規で禁止されている非人道的な大量殺人兵器の使用や あるいは、 水利施設を爆 南ベトナム

日本政府の侵略戦争の積極加担は戦争犯罪の共犯

る罪」を構成する。

(スヌーク号、 日米安保条約および 事前協議事項にすら反して、 シードラゴン号) F105、 B52の基地・根拠地に日本の海港、 ベトナム侵略戦争に直接に 出動する第七艦隊、 陸上基地を提供し、 あるいは、ベトナムに 原子力潜水艦

積極的に協力・加担するものであって、 出動する米第六海兵隊に富士山麓演習場を積極的に提供する日本政府は、 戦争犯罪の共犯者である。 アメリカのベトナム侵略戦争に計画的

日本政府の南ベトナムに対する「経済援助」「献血」「医療団派遣」も、 直接、 犯罪戦争へ協力する共犯である。

戦争にたいする加担・協力である。三菱重工、豊和工業、 三分の一のベトナム戦争向きの合計十億ドルにのぼる軍需品の製造・提供は、 またナパーム弾・武器・弾薬の製造などベトナム戦争の「直接特需」、「第三国経由特需」 旭精機、 リコー時計、 あきらかにアメリカのベトナム侵略 トヨタ自動車などの大企業が、 「対米輸出」からその

武

١

器、 ナムでつかわれている軍用トラック、 問題のナパーム弾は、 弾薬、航空機、 自動車、 日本油脂が火薬をつくり、豊和工業やプリンス自動車などが、 タンク、装甲車、戦車などの生産・修理で、ベトナム侵略に加担している。 ジープやその他の部品は、 トヨタ自動車工業、 三菱重工などが中心になって 弾体をつくっている。 べ

大量に送りだしている(愛知県)*。

ない。 る(愛知県平和委員会「ベトナム侵略の基地」さらに川崎市平和委の調査)。これらも戦争犯罪への加担、 たんに愛知県の調査だけでも、ベトナム特需品目と関係会社名の一覧表が、 一目瞭然に 「死の商人」 協力にほかなら を明らかにして

赤十字国際会議の決議と抗議

第二〇回国際赤十字会議の決議(第二八号)

無差別戦争の危険に反対する法的保護 (一九六五年一〇月 ウィーンにて)

子力を平和的目的にのみ使用することを保障する国際的な原子力管理のための計画に、 議(ストックホルム) 文民(武装しない一般市民)の保護に 努力するなかで、 第二十回赤十字 国際会議は、 第一七回 赤十字国際会 の決議(第二四号)を尊重しながら、全般的軍縮の目標の線に沿うて、原子兵器の禁止 各国政府が賛成するこ

・原

とを要求した第一八回赤十字国際会議(トロント)の決議(第一八号)を再確認し、 赤十字国際会議が人道的な国際法の意義を明らかにし、さらにそれを発展させるためにとったイニシアと、

これまでになされた当然の活動に謝しながら、 無差別戦争が、武装していない一般市民と文明の将来にとっての危険をもたらすことを明らかにし、武力衝

突の遂行に責任のあるすべての政府およびその他の政権が、少なくとも、 次の諸原則を必ず守る義務があるこ

おごそかに宣言する。

(1)

(2)武装していない市民を攻撃することは、それ自体、絶対に禁止されている。

戦争の当事者にとって、敵を傷つける手段を用いる権利は、決して無制限なものではない。

(3)武装していない市民ができるだけ被害を蒙らないために、敵対している当事者と武装していない市民と 間には、 つねに厳密な区別が設けられねばならない。

(4)戦争法規の一般原則は、 原子兵器およびこれに準ずる兵器にも適用さるべきものである。

第二〇回赤十字国際会議は、 窒息性・毒性およびそれに準ずるガス、すべての類似する液体・物質または装 る (朝日 || A P 八・三〇)。

置ならびに細菌学的方法使用の戦争を禁止した一九二五年のジュネーヴ議定書に署名していないすべての政府

に、署名・批准するように緊急に要請し、

字国際会議につよく要請し、

のある第一九回赤十字国際会議の決議(第一三号)にしたがって、人道的な国際法の発展を推進するように赤十 無差別爆撃戦争によってひきおこされる被害に反対して、文民を保護するために必要とすることに特別関連

設することをふくめて、すべての実践的な手だてをとることを赤十字国際会議に要請し、 問題の速かな、 赤十字国際会議の決議)。 みのりの多い協定に達するために、 かつ実際的な解決をうる観点から、すべての可能な手段をつくし、 自国の政府を説得するよう全力をつくすことを要求します (一九 全般的軍縮の分野に 専門家の委員会を創

止するよう要求、米国に対し、ベトナム戦争におけるナパーム弾、 とを明らかにした。 赤十字国際委員会はスイス人で構成する国際赤十字の下部団体で赤十字条約にもとづく国際的任務にあたってい 赤十字国際委員会(ICRC)は、一九六六年八月三十日、南ベトナム政府に対し、ベトコンの捕虜の虐待を中 同委員会は、 多数の新聞写真から、南ベトナムのベトコンの捕虜虐待を確認した。 毒ガス、穀物を枯らす薬品の使用に抗議したこ

る前提としてアメリカ国務省のいう――「北ベトナムが南ベトナムを侵略し、この南ベトナムが合衆国に援助を請 なお、 アメリカのベトナム侵略戦争がたんなる国際紛争ではなく、アメリカの「侵略戦争」であることを証明す

うた」| ―まちがった声明を、法律的に論駁した論文、平野義太郎「アメリカのベトナム戦争の侵略性に対する法

的覚書――合衆国国務省アメリカ弁護士協会の見解を論駁す」(労働法律旬報六〇九号)」を参照。

ベトナム黒書

検印省略

発 行 昭和41年10月15日発行

昭和43年5月15日第7版発行

編 者 日本アジア・アフリカ連帯委員会編

発行者 木 檜 哲 夫

発行所 労働旬報社

東京都港区芝西久保巴町32

電話 (434) 3681—5 振替東京 180374

装幀・写真デザイン 天 造 直 子

印刷所 東銀座印刷出版KK

製本所 東京・岩 淵 製 本

定価 260 円

労働旬報社 定価 260円